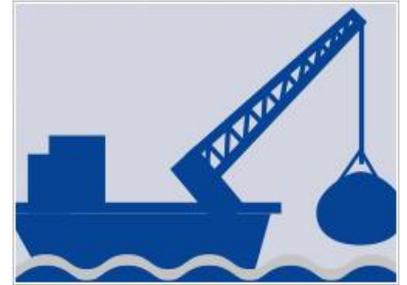


# 揚貨装置の運転業務に係る特別教育 案内書 (船舶専用マリンクレーン)

## 法律根拠

- 労働安全衛生法第59条の規定により、制限荷重5トン未満の揚貨装置の運転業務は特別教育を修了した者でなければ作業に従事させることはできません。
- このため当協会では、国の定める特別教育規定第8条に基づくカリキュラムにて標記特別教育講習を下記のとおり実施しますので、該当労働者を受講させますようご案内いたします。



## 揚貨装置とは

揚貨装置は漁船等船舶に取り付けられたデリックやクレーン設備のことをいい、陸から船へ、あるいは船から陸へ積載貨物を積み替える港湾での荷役作業に用いられる機械をいう。



## 受講資格

揚貨装置の運転 を3時間以上及び揚貨装置の運転のための合図を1時間以上実技教育を実施している事を、講習申込書に事業者証明印で証明されている事が必要です。

## 受講科目・講習時間

**学科講習** : 揚貨装置に関する知識(4H)、原動機及び電気に関する知識(2H) 揚貨装置の運転のために必要な力学に関する知識(4H) 、関係法令(1H)

## 受講料金 … 令和7年2月1日現在

- 一 般 : 受講料 15,000円、テキスト代 受講料に含む、合計 15,000円
- 会 員 : 受講料 11,000円、テキスト代 受講料に含む、合計 11,000円